

機関番号：15401

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2007 ～ 2009

課題番号：19530310

研究課題名 (和文) ドイツ・ナチズム下の地域経済＝地方自治の相関とスイス史——
実証研究と国際比較——

研究課題名 (英文) The regional economy and local autonomy in Germany and Switzerland

研究代表者

加藤房雄 (KATO FUSAO)

広島大学・大学院社会科学部・教授

研究者番号：90104869

研究成果の概要 (和文)：

研究代表者、加藤房雄の「ドイツ地方自治史の連続と変化」、そして、研究分担者、黒澤隆文の「スイス近現代史における自治と地域経済」が、『社会経済史学』第75巻第2号に揃って収録され、自治制の国際比較という重要論点との関連で、第一に、「行政の優位」を特徴とするドイツ地方自治の歴史的連続性が、ナチズム期の断絶にもかかわらず認められたこと、第二に、スイスの地方自治が、「人民投票の優位」と頻繁な投票機会による「政治の優位」とを特色とするものだったこと、が確認された。この点が、成果の概要である。

研究成果の概要 (英文)：

First, the historical basis of German local self-government and the form of self-government today are not necessarily separated by an unbridgeable gap. We must rethink German local self-government in light of the historical facts, by taking into account the two elements of continuity and change. Next, citizenship in Switzerland is based on three strata, namely, Gemeinde, Kanton, and national level. At all three levels of government, direct democracy is practiced as a result of the turning point in Swiss history, in which French Revolution-type modernism was suppressed.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史、地域経済、地方自治

1. 研究開始当初の背景

2007年度においては、「ベルリンおよびチューリヒでのレビュー・討論」、「解読済みデータのパソコンへの入力」と「共同研究の積み上げ」を続けながら、「ナチズム期を含む近現代ドイツ・スイス自治体史＝地域経済史関連の基礎的重要文献収集の継続」を

中心的な課題とした。こうして始められた本研究は、2010年度まで続く予定だったが、2008年9月に開催された「社会経済史学会第77回全国大会」において、加藤房雄を組織者として、共通論題「地方自治史の国際比較」が組まれるに及び、当初想定していた国際比較の視野は、ドイツ・スイスの二国間

比較というある意味では狭い枠組みを離れて、イギリスならびにアジア（日本とインドネシア）にまで一挙に拡大することとなった。この大会での討論を契機として、研究代表者自身の問題関心も、より広く、フランスやスカンディナヴィア諸国と東欧地域にまで向けられて、現在に至ったのである。

2. 研究の目的

まず最初に、ワイマル期と戦後史の前後両面から迫る「ドイツ・ゲマインデ法」（1935年）の法制史的検討が、準備作業として不可欠であった。ゲマインデ公共生活のナチズム下での「空洞化」（Aushöhlung）の窮境を直視しつつ、1946年以後発布される戦後の非ナチ化「ゲマインデ法」との「類型論的連続性」ありやなしの問題、換言すれば、近現代ドイツ史における「ナチ的なものと非ナチ的なものとの連続性と非連続性の問題」にも一定の解答を与えることが目論まれたのである。これに続いて行われるべき作業は、社会経済的実態との関連の把握だった。この点、研究の方法としては、事実把握の資料分析を重視するものとならざるをえなかった。そこで、研究代表者の加藤房雄がここ十数年来追究してきたベルリン近郊テルトウ郡の「都市近郊ゲマインデ」に注目し、「ベルリン文書館」（Landesarchiv Berlin）所蔵未公開一次史料を系統的に分析するアルヒーフ・アルバイトが行われた。

これに加えて本研究では、「ゲマインデの魅力」に富むブランデンブルク型農村社会と、責任感あふれる自治意識の覚醒・陶冶などおよそ望むべくもなかったと言われる東プロイセン型農村社会との19世紀末期の違い等を念頭に置く、「ドイツの地域間比較」という新たに導入される視点のもと、「プロイセン枢密文書館」（Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz）所蔵の未公開一次史料を基にして、東プロイセンの巨大世襲財産である「ドーナ伯爵家統合領」のワイマル期における経済的諸問題の分析を手始めとして、逐次、系統的な実証分析を進めることによって、この問題に迫った。なお、テルトウ地域史研究の近作としては、同地の一都市を分析したアダミー（Kurt Adamy）とヒューベナー（Kristina Hübener）による「ワイマル共和制とナチズム期におけるケーニヒス・ヴスターハウゼン（Königs-Wusterhausen）」（Berlin 1998）等があるにせよ、当該のテーマに関する体系的な研究としては、ナチズム期を扱ったマツアラート（Horst Matzerath）の業績以降、それほど目覚ましい成果は現れていないのが、今なおドイツの現状である。ちなみに、「ドイツ地方自治と地域経済の相関」をめぐる日本での研究の現況であるが、ナチ

ズムにおける「自治終焉」テーゼが依然として支配的だった影響もあり、断片的・部分的な記述は別として、少なくとも一書にまとめられた本格的な研究は、依然として出現していない。

3. 研究の方法

研究計画・方法は、おおむね以下のとおりであった。研究方法は、実証に第一の軸足を置く本研究の性質上、収集史料の判読と文献参看が中心とならざるをえなかった。当面、最優先課題として、ドイツ人専門家によるレビューを踏まえた、現地での文書館・図書館調査を毎年系統的に行って、文書館史料と図書館所蔵文献の分析を続けた。その際、以下の作業は必須であった。(a) ベルリン等のドイツのアルヒーフ所在都市でのレビュー・討論、(b) 第二次大戦の戦後期を含む近現代ドイツ自治体史＝地域経済史関連の基礎的重要文献収集の継続、(c) ベルリン・テルトウ郡ならびに東プロイセン農村地域に関する未公開一次史料解読の続行、(d) 解読済みデータのパソコンへの入力、そして(e) 公表予定論文全般にわたる使用資料・文献のできるかぎりの拡充。

さらに、これらの基礎作業に加えて、本研究が、ドイツとりわけプロイセンとスイスとの比較対照に第二の軸足を置く国際比較を目差す研究である以上、研究代表者が主宰する研究会の継続的な開催が重要な意味を持った。これが、(f) 研究会の継続、である。

4. 研究成果

本研究の成果は、一言にして、「住民にとって最も身近な地方公共生活の基盤を成すゲマインデ・レベルから見たドイツとりわけプロイセンとスイスとの比較自治史＝地域経済史的考察、ならびに、比較ヨーロッパ史論構築の試み」について一定の成果を得たことであった。この点を、スイス史との積極的関連で説明するならば、こうである。すなわち、支分国（邦、カントンKanton）のみならず、自治体（Gemeinde）もまた強い自治権を持つ、連邦制（Föderalismus）の典型国スイスにおいても、19世紀末以降、ゲマインデは大きな変化を経験せざるをえなかった。ドイツ諸都市と同様に、「給付行政」（Leistungsverwaltung）への転換や、都市化に伴う自治体合併の動きが見られたのである。また、戦争による影響も無視できない。特に第二次大戦期には、「全権体制」（Vollmachtregime）によって、スイス史上きわめて例外的な集権的体制が構築されたのである。経済的にも、第一次大戦期から進んでいたコーポラティズム的再編がいつそう進展し、その影響は地域経済にも及んで行

った。

かつて、スイス・ドイツ語圏地域の自治の原理が、ドイツのそれと幾多の共通性を持ったことは、言うまでもない。ブリクレ (Peter Blickle) によれば、スイスの自治はドイツでのその原理の極致でさえあった。それゆえ、ヨーロッパをナチズムが席卷し、伝統的な自治原理が最も厳しい試練にさらされた時期のドイツ地方自治の実態を、欧州におけるナチス・ドイツの覇権確立に伴う政治的緊張下に置かれたスイスの地方自治体 (カントンならびにゲマインデ) との比較対照のもと、地域経済との関連にまで一定程度、眼を行き届かせて分析した本共同研究の成果は小さくなく、と言えよう。なお、きわめて静態的な一部の行政学的叙述を除き、当該時期のスイスの自治に関する本格的な議論の蓄積は、ドイツならびに日本同様、スイスの既存研究においても、今なおごくわずかである旨、付言してよいと思われる。

では、そもそも、ドイツの第三帝国において、地方自治の名に値するものが実際に存在したのか否かという、根源的な問いかけを発することには、一片の学問的意味もないと断言してよいか。いや、決してそうではあるまい。われわれは、むしろ、「ナチズムと地方自治との全面的両立不可」テーゼを無条件に出発点としたり、あるいは、「政治制度の歴史的連続」テーゼを無批判に踏襲したりする、いずれの立場にもにわかに与しがたい性急な一面性が残ると見たホルスト・マツァラートの冷静な問題提起から「なにか」を学ぶべきなのである。ヘルツフェルト (Hans Herzfeld) やイエーゼリヒ (Kurt Jeserich) あるいはベルトラム (Jürgen Bertram) らによる優れた研究の蓄積は、もとより重要であるが、当該研究に関する最も包括的な業績が、マツァラートの手に成った大著『ナチズムと地方自治』 (Nationalsozialismus und kommunale Selbstverwaltung, Stuttgart 1970) にほかならないことには、疑問の余地がなかったのである。

ドイツの近代的地方自治史の変化は、主として二つの契機、すなわち、一方におけるワイマル期の大衆民主主義と、他方、ナチズム期の一党独裁ならびにライヒ中央集権の制覇とに即して捉えられなければならない。なぜなら、1930年から1933年までのワイマル民主主義の危機の時代にあつては、自治制が、「近代的大衆民主主義の犠牲」に供されて、死期を迎えたとの宣告を受け、その後ナチズム期に至り、ワイマル末期のそうした「誤審」がそのまま悪用され、ついに、自治制は「意識的に扼殺される」結末となったからである。こうして、「伝統的なプロイセン的理解での自治の終焉」テーゼが、横行した。それゆえ、たとえ第二次大戦後の西ド

イツにおいて自治制が力強く復活し、その「生命力の連続性の驚くべき強靱さ」が証明されたと、ヘルツフェルトとともに言うるにしても、ドイツ自治制が被ったこの「深刻な変化」を忘れてはならぬ必要性は、否定するべくもなく明らかである。

したがって、比較的新しい1999年の論考におけるヴェーリング (Hans-Georg Wehling) の次のような議論、すなわち、第三帝国の一二年間は、自治体行政の連続性を破壊するには短すぎた。「ドイツ・ゲマインデ法」の指導者原理による専制的官僚的伝統の完成も、ドイツ史上の単なるエピソードにすぎない、と見る言わば「ナチズム＝エピソード論」とでも言うべき主張は、さしずめ、マツァラートが批判した短兵急な「歴史的連続説」の好個の実例と言わなければならないであろう。

他方、マツァラートが苦心を重ねて何とか探り出そうとしたドイツ地方自治史の連続性とは、「行政＝社会＝給付国家」 (Verwaltungs-, Sozial- oder Leistungsstaat) における給付の担い手＝行政単位としてのゲマインデの連続性、別の言い方をすれば、そうした行政組織として厳しい試練に耐え抜いたゲマインデの連続性という一点にあつたように思われる。ここでは、地方自治を、立法権とはひとまず切り離して、むしろ行政権 (Exekutive) の一環として捉える立場、つまり、ゲマインデをなによりも行政組織 (Verwaltungsorgan) として把握する、ケトゲン (Arnold Köttgen)、ペータース (Hans Peters)、そしてツィービル (Otto Ziebill) らのドイツ行政学の伝統的見地が、マツァラートによってもまた受け継がれている。彼は、ドイツ的な「行政の優位」の思考法とその枠組みの中で、ドイツ地方自治史の連続性を理解しようと努力したのである。

では、彼による両面批判のもう一方の「全面的両立不可テーゼ」については、どのように考えて対処すればよいであろうか。微妙な難問を含むと思われるこの点に関する試論を、主としてマツァラートに学びながら、次に展開してみたい。さて、ゲマインデなどの地域団体に、国防軍のための給付義務を負わせた1939年9月1日の「ライヒ給付法」 (Reichsleistungsgesetz) によって、一例のみ示せば、事務所の維持や報酬の支払いを含む仮兵舎の管理費は、もっぱら、ゲマインデが負担することとなった。自治体の固有事務領域を成して、地方自治の豊かな展開の内実を示した給付行政そのものが、この法律によって、ライヒの委任事務に変えられてしまったのである。自治の破壊は、この点でも明瞭である。

しかし、マツァラートは、これに加えて、ゲマインデの「社会給付」

(Sozialleistungen)への注意をも喚起している。エッセン、ドルトムントなどのライン・ヴェストファーレン工業地域におけるゲマインデとナチズムとの関わりを分析した彼は、食糧配給切符の発券を周到に用意した1939年8月27日の日曜日に注目する。彼にとって、この事例は、戦時経済下の最重要課題だった住民への生活必需品の支給に腐心したゲマインデが、「地方行政の組織的給付能力」を実証した一例にほかならなかった。彼が着目した「社会給付」は、実は、戦時中に公刊されたシェーファー(Heinrich Schäfer)の著作にも見られる文言である。両者によれば、戦時中の冬季貧民救済事業、青少年少女保護補導、そして病院の経常的人件費と物品費の負担の引き受けが、社会的な給付に当たると言ってもよい。自治は確かに破壊された。マツァラートもまた、その大著の末尾で「自治の衰退(Niedergang)」を結論づけている。しかし、シュパッツ(Willy Spatz)の口吻を借りるなら、「自治の残り火」(Reste der Selbstverwaltung)まで消え去ることはなかったのである。

ドイツ地方自治史の連続性とは、なにか。この重大な問いかけに対して、本研究は、クライス制や土地所有とりわけ大土地所有の要因、そして、自治制の現代的展開という重要問題を捨象した上で、マツァラートの視角から最大限学びながら、ひとまず、原理としては、イギリスと対照的な「行政の優位」に、次に、組織としては、住民の生活を最も身近な所で支えた地方自治団体としてのゲマインデの連続性に見てよいであろうとの回答を提示することができた。少なくとも、ナチズムと地方自治との「全面的両立不可テーゼ」を無条件に認識の出発点とする議論には重大な疑義が残ることだけは、間違いないと思われる。以上が、本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ① 黒澤隆文、近代スイスの自治史と連邦制・直接民主制——ベルン市近代行政史とチューリヒ第二次合併の事例を中心に、『スイス史研究の新地平 都市・農村・国家』昭和堂、2011年、第3部、第6章、235—259頁、査読有
- ② 加藤房雄、ドイツ近代ゲマインデ制の地域類型論・序説——歴史的由来を尋ねて、広島大学経済論叢、34巻、1号、2010年、1—13頁、査読無
- ③ 加藤房雄、近代ドイツ史における都市自治制の地域類型と構成原理——19世紀中葉期とワイマル期の比較論、広島大学

経済論叢、33巻、3号、2010年、51—59頁、査読無

- ④ Fusao Kato, Urbanisierung und Fideikommiss. Das Beispiel Königs-Wusterhausen im Vorortkreis Teltow von Berlin, in: M. A. Denzel und M. Wagner – Braun (Hrsg.), Wirtschaftlicher und sportlicher Wettbewerb, 2009 Stuttgart, S. 97-108. 査読有
- ⑤ 加藤房雄、ドイツ地方自治史の連続と変化——問題提起に代えて、社会経済史学、75巻、2号、2009年、17—34頁、査読有
- ⑥ 黒澤隆文、近現代スイスの自治史——連邦制と直接民主制の観点から、社会経済史学、75巻、2号、2009年、55—71頁、査読有
- ⑦ 加藤房雄、ドイツ地方自治論研究史の整理・緒論——「比較の視点」を求めて、広島大学経済論叢、32巻、1号、2008年、35—43頁、査読無

[学会発表] (計3件)

- ① 加藤房雄、ドイツ自治制の歴史的地域類型試論——ゲマインデに着目して、社会経済史学会中国四国部会2010年度大会自由論題報告、2010年11月20日、広島市
- ② 加藤房雄、ドイツ地方自治史の連続と変化——問題提起に代えて、社会経済史学会第77回全国大会共通論題、2008年9月28日、東広島市
- ③ 黒澤隆文、スイス近現代史における自治と地域経済、社会経済史学会第77回全国大会共通論題、2008年9月28日、東広島市

[図書] (計1件)

- ① 黒澤隆文、(編訳)、『中立国スイスとナチズム 第二次大戦と歴史認識』京都大学学術出版会、2010年、720頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 房雄 (KATO FUSAO)

広島大学・大学院社会科学研究所・教授
研究者番号：90104869

(2) 研究分担者

黒澤 隆文 (KUROSAWA TAKAFUMI)

京都大学・大学院経済学研究科・准教授
研究者番号：30294507

(3) 連携研究者

()